



## 各園案内

町内には、幼稚園・保育園・こども園が全6園あります。各園を簡単に紹介します。入園の参考にしてください  
 ☝住所 ☎電話番号 ⌚開所時間 😊利用定員

### なかよく、活発に、のびのびと 中野幼稚園

子どもがワクワクするような特徴的な建物で2階建ての幼稚園。登園するだけで笑顔になる場所。



DATA  
 ☝ 中野3176  
 ☎ 88-4808  
 ⌚ 8:30~14:00  
 (預かり17:00まで)  
 😊 150人



### 木の園舎であふれる子どもの笑顔 長柄幼稚園

木のぬくもりあふれる園舎。平成26年に完成した新しい園舎は長い廊下と遊戯室が特徴。



DATA  
 ☝ 狸塚1256  
 ☎ 88-0049  
 ⌚ 8:30~14:00  
 (預かり17:00まで)  
 😊 105人



### 夢に向かって、元気に明るく おうらこども園

平成30年に開園した町内初の認定こども園。広い園庭が特徴で、定員数も町内最大です。



DATA  
 ☝ 藤川451-4  
 ☎ 70-2251  
 ⌚ 7:30~18:30  
 😊 60人(教育)  
 150人(保育)



### 地域に根ざした保育園 中央保育園

地域の人と一緒に育てる野菜たちが園庭に並びます。年間10種類ぐらの農作物を収穫。



DATA  
 ☝ 中野4398-1  
 ☎ 88-0230  
 ⌚ 7:30~18:30  
 😊 120人



### 自然と親しみ、遊びの中で学ぶ 南保育園

園舎の裏にある、裏山が特徴の南保育園。夏は虫捕り、秋はどんぐり拾いと四季を肌で感じます。



DATA  
 ☝ 篠塚1735-1  
 ☎ 88-1240  
 ⌚ 7:30~18:30  
 😊 120人



### 自由に生きる力を育む 風の子保育園

今をいっぱい生き、人間として自由に生きる力を大切に。子どもたちと一緒に創造する保育を。



DATA  
 ☝ 中野2204-1  
 ☎ 88-5850  
 ⌚ 7:00~19:00  
 😊 90人



### 町内保育園 おうらこども園 (保育利用)

を利用希望の人

- ▶対象 次の全ての要件を満たす乳幼児  
 ①町内在住で住民登録がある  
 ②0~5歳児までの就学前の乳幼児  
 ③両親が共に働いている、または病気やその他の理由により家庭で保育ができない乳幼児

集団生活を体験させたい、幼児教育の場として利用したいという理由だけでは入園できません

4月入園希望の申し込み

▶期日 10月18日☎

▶時間 午前9時30分~午後4時30分

▶会場 役場1階エントランスホール

※1歳以上の幼児はその場で簡単な面接をします。

※当日、申し込みができない人は、10月31日☎までに子ども支援課に申し込んでください。

▶申込方法 所定の申請書に必要事項(就労証明などを添付)を書いて申し込む

※申請書は子ども支援課、各保育園・認定こども園、町ホームページにあります。

5月以降の入園希望の申し込み

産休や育休からの職場復帰など、年度途中から入園を希望する場合も受け付けを行います。

▶申込方法 4月入園と同様の方法で申し込む

※育休取得者は、原則職場復帰月の初日に入園。

定員を超えた場合は利用調整を行い、優先度の高い人から入園決定することになります。定員の都合上、入園できない場合や希望の園に入園できない場合があります

### 用語解説

### 令和2年度の園児を受け付けます

町内幼稚園・保育園・認定こども園の

## 入園申込

町では、令和2年度に入園する、幼稚園・保育園・認定こども園の園児を募集します。利用を希望する施設や利用方法によって申し込みの仕方が異なります。

### 町立幼稚園 おうらこども園 (教育利用)

を利用希望の人

▶対象 3~5歳児までの就学前の幼児

3歳児 平成28年4月2日~平成29年4月1日生まれ

4歳児 平成27年4月2日~平成28年4月1日生まれ

5歳児 平成26年4月2日~平成27年4月1日生まれ

▶申込期間 9月2日☎~24日☎

※土・日曜日、祝日は除きます。

▶申込方法 入園を希望する園に直接申し込む

認定こども園の幼稚園と同様の利用方法。3~5歳の幼児教育利用が対象で、保護者の就労状況などに関わらず利用可能。利用時間は、午前8時30分~午後2時(一時預かりは午後5時)。長期休み期間も、一時預かりの利用で午前9時~午後5時まで利用可能です。

認定こども園の保育園と同様の利用方法。0~5歳の乳幼児が対象。保護者の就労などで家庭保育ができない場合、保護者に代わって保育する制度。「友達をつくるため」、「集団生活に慣れるため」などの理由では利用不可。利用時間は、午前7時30分~午後6時30分です。

### 幼児教育・保育の無償化はじまります。

10月から

3~5歳児の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する幼児の利用料が無償化されます。また、非課税世帯の0~2歳児も同様に無償化されます。

### 幼稚園

無料※1

- 対象期間は、原則満3歳になった後の4月1日から小学校入学前の3年間。
- 実費徴収(保険料、教材費、行事費など)やPTA・保護者会の会費はこれまで通り。
- 無償化に関する新たな手続きは必要ありません。
- ※1 子ども・子育て支援制度の対象とならない幼稚園は月額25,700円まで。

### 保育所

無料

認定こども園や保育園、児童発達支援事業所

幼稚園や認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ事業など

無料になる場合あり  
 ※「保育の必要性の認定」が必要。  
 ※負担額の上限あり。

左記の他、幼稚園などの預かり保育や認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業なども、町から「保育の必要性の認定」を受けることで、無償化になる場合があります。詳しくは、役場子ども支援課(☎47-5044)にお問い合わせください。

### 忘れていませんか? 児童手当の現況届

児童手当を受給している人には「児童手当・特例給付現況届」の提出が義務付けられています。提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなります。必ず手続きをしてください。該当者には6月上旬に通知を発送しています。また、7月末現在で提出確認が取れていない人には、改めて通知を発送しています。申請・問合せ先 役場子ども支援課☎47-5044

